

寄附の禁止 こんなときは?? Q&A

Q 町会で被災地支援の募金を集めることになりました。町会にいる政治家が募金に応じた場合は、寄附になりますか？

A 募金に応じた場合も、禁止されている寄附にあたります。



Q 政治家が、家族や秘書の名義で支払ったお祝い金は寄附にあたりますか？

A 他の人の名義であっても、政治家本人の禁止されている寄附にあたります。



Q 政治家からの結婚祝いや香典は寄附にあたりますか？

A 結婚祝いや香典も禁止されている寄附にあたります。
(政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。)



Q 趣味の会の会則で、会費は1口（1,000円）以上となっている場合、政治家が2口（2,000円）以上支払ったときは、寄附にあたりますか？

A 会員として資格を得られる最低限の会費（この事例では1口）までは寄附ではありませんが、これを超える分は禁止されている寄附にあたります。



Q 地域で開催されるスポーツ大会の賞品を政治家が提供した場合、寄附にあたりますか？

A 物品の提供も利益を与えることとなるため、禁止されている寄附にあたります。



注：上記事例は、すべて政治家の選挙区内における寄附に関するものであり、禁止されている寄附にあたる場合は、罰則が適用されます。